

6 障害者委託訓練事業

障害者委託訓練とは、当財団がハローワークと連携して実施する障害のある方のための多様な職業訓練です。障害のある方が仕事をする上で役立つ知識や技能を短期間で身に付けることを目的として、企業、民間教育機関、社会福祉法人、NPO 法人等、様々な機関に訓練を委託して実施しています。

- ▶ 募集中のコース一覧は、ホームページをご覧ください(月2回更新)。ハローワークの「障害者職業相談の窓口」でもご覧いただけます。
- ▶ 受講料は無料です。訓練手当、昼食代、交通費等の支給はありません。

求職者の方向けコース お申込み先は、居住地管轄のハローワーク「障害者職業相談の窓口」です。

知識・技能習得訓練コース 原則3か月以内(1か月あたり標準100時間)

就職に必要な知識・技能の習得を図るコースです。オンラインによる訓練もあります。

【科目別】パソコン技能/オフィス作業/封入作業/軽食喫茶業務/清掃業務 等

障害者向け日本版デュアルシステム 原則①から③を含め6か月以内(1か月あたり標準100時間)

就職に必要な知識・技能に加え、職場実習を一体的に行い、実践的な職業能力の習得を図ります。

①集合訓練 ②職業能力講座 ③職場実習(企業現場等を活用)

【科目別】オフィスパソコン実践/事務作業に必要なパソコン操作と職場実習 等

実践能力習得訓練コース 原則3か月以内(1か月あたり標準100時間)

企業等において、実際の職場環境を活用した実践的な職業能力の習得を図ります。

【科目別】事務補助/清掃作業/飲食店補助業務 等

e-ラーニングコース 原則3か月から6か月(1か月あたり標準100時間)

都内在住で、訓練施設への通所が困難な障害のある方を対象に、在宅でインターネットを通じてIT技能の習得を図ります。(通信費、補助教材費は自己負担)

【科目別】IT技能/Web制作基礎 等

在職者の方向けコース お申込み先は、当財団 委託訓練推進班です。

在職者訓練コース 原則3か月以内(全体で12時間以上160時間以内)

企業等で働いている障害のある方(都内在住又は都内在勤)を対象に、雇用の継続と職域拡大を目的として必要な技能のスキルアップを図ります。オンラインによる訓練もあります。

【科目別】仕事に役立つパソコン/ワード・エクセル応用 等

問い合わせ 委託訓練推進班 【電話】03-5211-2683 【メール】itakukunren@shigotozaidan.or.jp

7 東京ジョブコーチ支援事業

企業等で働くことが決まったが「上司や同僚と上手にやっていけるだろうか」、「仕事になじめず続けられるか不安だ」、その他職場に定着するために解決したい課題があれば、「東京ジョブコーチ」の支援をご利用ください。障害のある方のテレワークに関する相談にも対応します。ご依頼は、障害のある方、雇用企業や地域の就労支援機関等の職員の方から受け付けています。

問い合わせ 東京ジョブコーチ支援センター 【電話】03-3378-7057 【FAX】03-3378-7058



障害者雇用就業サポートデスク多摩
〒190-0023 立川市柴崎町3-9-2
立川駅南口東京都・立川市合同施設3階
(東京しごとセンター多摩と同じ建物内)
【電話】03-5211-5462



総合支援部 障害者就業支援課
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3-10-3
東京しごとセンター8階
【電話】03-5211-2681
【URL】
<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

障害者雇用就業サポートデスク飯田橋は5階にあります。

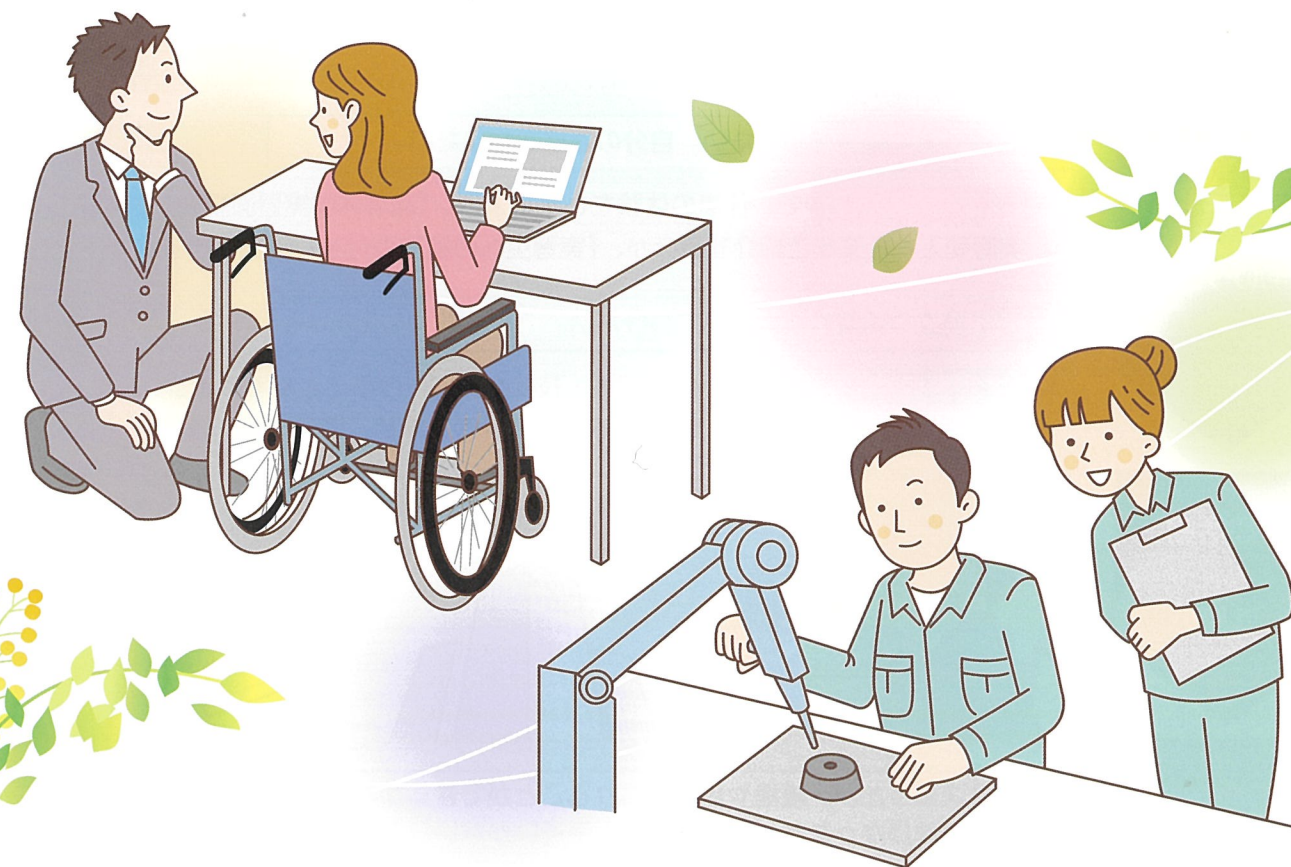


令和7年4月発行

障害のある方や
地域の就労支援機関のみなさまへ



障害のある方の 「働きたい」気持ちに応じて サポートします!



(公財)東京しごと財団は、東京都や地域の就労支援機関等と連携しながら、企業等での就労を目指す都内の障害のある方を支援する様々な事業を行っています。

すべてのご利用は無料です。ぜひご利用ください。

個人情報の取扱いについて
公益財団法人東京しごと財団では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、個人情報保護委員会が定める各種ガイドライン及び関係諸法令等の遵守徹底を図るとともに、個人情報を適切かつ安全に取り扱うため、個人情報保護基本方針を制定しています。個人情報の取扱いの詳細はホームページ(<https://www.shigotozaidan.or.jp/privacy/index.html>)または、窓口でご確認ください。

※このパンフレットには
視覚障害者のための音声
コード(Uni-Voice)が
付いています。



障害者就業支援事業のご案内

企業等に就職するためには、仕事への意欲、協調性、障害の自己理解等がポイントになります。特に、障害の自己理解については、就職活動中の様々な体験を通じて、「自分ができること」、「できないこと」、「サポートを受けられること」等を知っておくことが重要です。当財団では、東京都や地域の就労支援機関等と連携しながら、以下の流れで就職をサポートしています。各事業の詳細は、次ページ以降をご覧ください。

就職活動 (知る・見る)

どこで、どのような支援を受けられるのか知りたい。

1 障害者雇用就業サポートデスク にご相談ができます。

就職活動を行う際のポイントを知りたい。

2 就活セミナー で、就職活動を行うためのノウハウを身につけることができます。

3 保護者向けセミナー で、障害のある方の保護者等に企業での採用事例や就労支援機関の支援内容等を紹介します。

企業等で働くイメージをつかみたい。

4 企業見学会 で、当事者の方が一員となって活躍している現場を見学したり、企業の担当者や当事者の方から直接話を聞くことができます。

就職活動

体験する・
スキルアップする

企業等で働く経験を積みたい。自分の適性を知りたい。

5 職場体験実習 で、仕事の体験をしましょう。「職場体験実習面談会」等により、実習受入れ企業をご紹介しますほか、「実習生への補償の付与」を行います。

仕事に役立つ知識や技能を身につけたい。

6 障害者委託訓練 で、多様な知識・技能を身に付けることができます。
(科目例) パソコン技能、事務補助作業、軽食喫茶業務、清掃業務 等

就職活動

↓
就職

就職は決まったが、職場や仕事に慣れることができるか不安だ。
就職直後は良かったが、最近職場で上手くいかないことがある。

7 東京ジョブコーチ が仕事のやり方や、職場の人との接し方等について集中的に支援します。

就職後

※ご利用にあたって

上記の事業のうち、①は事前に予約すればどなたでもご利用いただけます。②～⑦の事業は、申込要件や所定の手続きがあります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>

▶ 機関紙「いんくる」のバックナンバーや地域の障害者就労支援機関のリンク等もご覧いただけます。



1 障害者雇用就業サポートデスク (飯田橋・多摩)

障害者手帳の有無や障害の種別に関わらず、就職活動や就労全般について、それぞれの状況やご希望に応じてご相談いただけます。相談は事前予約制です。匿名でのご相談も受け付けています。

また、施設内では、予約不要で障害理解や就職活動等に関する書籍や資料もご覧いただけます。どうぞお気軽にご利用ください。

※職業紹介は行っておりません (面接同行や定着支援などの直接支援も行っておりません)

一般相談
(飯田橋・多摩共通)

平日 9時～17時 ※土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業

専門相談
(飯田橋のみ)

- テレワークに必要なPCスキルや支援機器の活用等に関する相談：第2・第4火曜日13時～17時
- 社会保険労務士等による障害年金や就労に関する法令等の相談：毎週木曜日13時～17時
※社会保険労務士等への相談はお一人様1回限り

相談方法

- 来所：障害者雇用就業サポートデスク飯田橋／障害者雇用就業サポートデスク多摩
- 電話：下記電話番号にお掛けください
- オンライン ※相談にかかる通話料や通信料はご相談者様の負担となります

予約方法

電話をお掛けいただくか、直接ご来所ください。

問い合わせ・相談予約 障害者雇用就業サポートデスク (飯田橋・多摩共通) [電話] 03-5211-5462

2 就活セミナー (年8回)

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解等をテーマに、障害のある方と支援者がペアで参加し学ぶ「ペア参加セミナー」(3～4日完結型・障害種別ごとに開催)と、日々の支援に役立つ内容をテーマに、障害者の就労を支援する方を対象とする「支援者向けセミナー」を開催しています。

3 保護者向けセミナー (年2回)

障害のある方の保護者や地域の就労支援機関職員等を対象にしたセミナーです。障害のある方を雇用している企業の担当者や就労支援機関職員等を講師として、企業での採用事例や就労支援機関の支援内容等を紹介します。

4 企業見学支援事業 (随時)

就労支援機関職員や保護者の方等と共に企業を訪問し、当事者の方が一員となって活躍している現場を見学したり、企業担当者や当事者の方から直接話を聞くことで「企業等で働く」イメージをつかむことができます。

5 職場体験実習

企業等で働いた経験がない(少ない)、自分の適性が分からないなど、企業等で働くことに不安がある場合に、いきなり「就職」ではなく、仕事を「体験」できます。この職場体験実習により、企業等の現場を知ることができ、実習を通じて、自分の新たな課題を発見することができます。

職場体験実習を推進するため、当財団では以下の事業を行っています。

実習受入れ企業の紹介について

■ 職場体験実習面談会 (年8回)・職場体験実習ミニ面談会 (年4回)

地域の就労支援機関職員と共に参加し、一度に複数の企業と面談することができます。

■ 実習受入れ企業の紹介 (随時)

地域の就労支援機関に対して、実習生を随時受け入れている企業を紹介しています。実習を希望する場合、地域の就労支援機関からお申込みいただくと、当財団の専任アドバイザーがマッチングを図ります。実習受入れ企業については、ホームページで公開しています。

問い合わせ コーディネート事業係 [電話] 03-5211-2682

実習生への補償の付与

都内の企業等で実施する、もしくは都内在住者に対して実施する職場体験実習に対し、実習生の安全等を確保し、企業が安心して受け入れられるよう、実習生への補償の付与をしています。地域の就労支援機関からお申込みいただけます。

